

静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月24日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第58号

静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成11年静岡県規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第7 (略) 排水基準 (略) 備考 1 この表に掲げる排水基準は、次に掲げる方法により検定した場合における検出値によるものとする。 (1) ニッケル含有量 規格K0102の59・2、 <u>59・3</u> 又は <u>59・4</u> に定める方法 (2) (略) 2・3 (略)	別表第7 (略) 排水基準 (略) 備考 1 この表に掲げる排水基準は、次に掲げる方法により検定した場合における検出値によるものとする。 (1) ニッケル含有量 規格K0102-3の <u>18・3</u> 、 <u>18・4</u> 又は <u>18・5</u> に定める方法 (2) (略) 2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。